

J A F 公認競技会

SONICサーキットトライアル (Aライ講習付)

特別規則書

《公示》

本競技会はJAF公認のもとに、FIA国際モータースポーツ競技規則及びその付則に準拠した日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則及びスピード行事競技開催規定とその付則及び、本競技会特別規則に従って地方競技として開催される。

第 1 条 競技会名称

SONICサーキットトライアル (Aライ講習付)

第 2 条 競技種目

サーキットトライアル競技 JAF公認：地方競技

第 3 条 オーガナイザー

ソニックレーシング (RT.SONIC)

〒410-0317 静岡県沼津市石川359-7

TEL055-967-8878 FAX055-967-8858

第 4 条 競技役員

競技長・・・栗田 吉晴

コース委員長・・・佐野 晃一

計時委員長・・・平野 正

技術委員長・・・栗田 吉晴

救急委員長・・・北川 悠子

事務局長・・・佐野 晃一

第 5 条 開催日時 及び 開催場所

2019年 No.1 4月6日(土) No.2: 9月28日(土)

富士スピードウェイ (レーシングコース)

第 6 条 公式通知

- 1) 本大会特別規則に記載されていない競技運営に関する実施細則及び指示事項は、公式通知によって示される。
- 2) 本規則及び競技に関する細則の解釈に疑義が生じた場合は、審査委員会の決定を最終とする。
- 3) 本規則は参加受付と同時に実施する。

第 7 条 参加資格

- 1) 競技運転者は2019年度の有効な国内Bライセンスの所持者とする。
- 2) 20歳未満は親権者の承諾書が必要とする。

第 8 条 参加車両 及び 補足規定

- 1) 本競技会に参加できる車両は、2019年国内競技車両規則、第3編スピード車両規定に適合した、第7章B車両規定に適合した車両とする。
- 2) 参加者はオーガナイザーが指定したゼッケン及びステッカー等を貼付しなければならない。

第 9 条 服装

- 1) 競技中はヘルメット(注1)安全ベルト(注2)を正しく着用し、窓(ドライバー側)サンルーフ等は全開とする。
注1ヘルメットはJAF国内競技車両規則・付則の「スピード行事競技ヘルメットに関する指導要綱」に従ったヘルメットを使用すること。
注2安全ベルトは3点式以上とし、4点式以上は国内競技車両規則の付則「安全ベルトに関する指導要綱」に従って取り付けること。
- 2) 競技中の服装は耐火炎製の、レーシングスーツ、レーシンググローブ、レーシングシューズ、の着用が望ましいが、長袖、長ズボン、運動靴でもよい。(グローブは必着、軍手等は不可)

第10条 クラス区分

F-Aクラス：同日開催のAライセンス講習会に参加される方限定のB車両。気筒容積(排気量)によるクラス区分はありません。(Bライセンス必要)

第11条 参加申込み 及び 参加料

- 1) 参加申込は次の①または②の方法とする。
①現金書留による申込み
参加申込書、誓約書、車両申告書に漏れなく記入し署名捺印の上参加料を添えて、現金書留にて郵送すること。
②銀行振込による申込み
参加申込書、誓約書、車両申告書に漏れなく記入し署名捺印の上郵送すること、参加料は指定の銀行に振り込む(振り込み手数料はご負担ください)
- 2) 参加申込先
ソニックレーシング事務局
〒410-0317 静岡県沼津市石川359-7 TEL055-967-8878 FAX055-967-8858
- 3) 振込先
◎ジャパンネットバンク 本店営業部(001) 口座(普通)5048080 ソニックレーシング
◎三菱東京UFJ 沼津支店(468) 口座(普通)0069167 クリタ ヨシハル
① 参加申込締め切りは各開催日1週間前必着とする。
② 参加料 11000円(税込み)
③ 参加受理書発送後の参加取り消しは、参加料は返還されない。(Aライ講習会も同様に実施)
④ オーガナイザーは理由を明示せず参加拒否をする権限を有する。申込を受け付けられない場合は返送料及び事務手数料1500円を差し引いた金額を返還する。

第12条 車両検査

- 1) ゼッケン及びステッカーを指定された位置に貼付すること。
- 2) 車両検査を受けない車両及び、その結果が不適当と判断された車両は出走することが出来ない。
- 3) 競技終了後、再車検を行う場合がある。尚、その場合に掛かる費用は全て参加者の負担とする。
(正式結果が出るまでは、車両保管に付きいかなる箇所も触れる事を禁ずる)
- 4) 車両検査及び再車両検査を拒否した場合は失格とする。

第13条 車両交換

正式受理後には原則として車両変更は認められないが、やむを得ない理由がある場合、参加確認受付終了までに新たな車両申告書を事務局に提出し、競技会審査委員会の承認を受けなければならない。

第14条 競技内容並びに順位決定

- 1) ドライバースブリーフィング後、タイムスケジュールに従い行なう。
- 2) コースを15分×1回走行して走行タイムの短い方で順位を決定する。但し、同タイムの場合は、
①排気量の小さい順。②競技会審査委員会の決定による。
- 3) ゴールライン通過の瞬間にチェッカー旗が振られ競技は終了する。

第15条 計時

- 1) 計測方法は光電管を使用する。尚、1000分の1まで計測する

第16条 信号合図

国際モータースポーツ競技規則付則H項に準拠して行なう。旗信号の意味は下記の通り。

1. 競技長(或いはその代理人)によって、メインポストに於て使用される旗信号 6本
 - a) 国旗又は、クラブ旗：スタート。
 - b) チェッカーフラッグ：競技終了。(終了後は追越禁止)
 - c) 赤旗：レース競技の中止。ドライバーは直ちに速度を落とし、ピットレーンに進行し、必要に応じて停車できる体制を取る事。追越禁止。
 - d) 黒旗：指示を受けたドライバーは指定された場所に停止のこと。
 - e) オレンジ色の円形の有る黒旗：車両に機械的な欠陥があり、指定された場所に停止する事。
 - f) 黒と白の斜めに2分割された旗：スポーツ精神に反する行為の警告。
2. マーシャルポストで使用される旗信号 6本
 - a) 赤旗：レース競技の中止。
 - b) 黄旗：危険箇所所有り速度落とせ。追越禁止。
 - c) 赤の縦縞のある黄旗：路面が滑りやすい。
 - d) 青旗：他の競技者が接近し追越を行なおうとしている。
 - e) 白旗：低速車両が走行。
 - f) 緑旗：コースクリア・追越解除。

第17条 賞典 入賞は6位までとする。

- 1) 1位～3位 JAFメダル・クリスタルグラス・副賞
- 2) 4位～6位 クリスタルグラス・副賞

第18条 損害の補償

- 1) 参加者は、参加車両及びその付属品の破損、紛失盗難等の場合、または会場の器物を破損した場合、理由の如何に関わらず、責任を各自が負わなければならない。
- 2) 参加者及び関係者が会場施設、器物の破損汚損、他の車両への損害を与えた場合は、理由の如何に関わらず加害者が責任を負うものとする。
- 3) オーガナイザー、競技役員、係員、コース所有者には、いかなる損害の賠償であっても、請求することが出来ない。

第19条 抗議

- 2) 参加者は本特別規則に規定する以外で、自分が不当に処遇されていると判断する場合には、抗議することが出来る。その場合、国内競技規則に定める抗議の制限時間内に抗議を提出する。但し、審判員の判定、使用コース、計時装置に関する抗議は認めない。
- 3) 抗議は文書で行い、抗議料20900円を添えて競技長に提出する。
- 4) 抗議が正当と判断された場合のみ抗議料は返還され、それ以外は没収される。

第20条 競技会の延期または中止

- 1) 万一、保安上または不可抗力による事情が生じた場合、競技会審査委員会の決定により競技の延期、または中止、または競技回数を短縮することが出来る。
- 2) 競技会の延期または中止の場合には、事務手数料1500円を差し引いて参加料は返還される。

第21条 本規則の解釈

本規則及び本大会の競技に関する諸規則や公式通知の解釈に疑義が生じた場合には、競技会審査委員会の決定を最終的なものとする。

第22条 本規則の施行

本規則は参加受付と同時に施行する。

2019年 1月 1日

ソニックレーシング組織委員会